4 花巻市定住促進住宅取得等補助金交付制度の拡充について

花巻市への移住・定住を促進するため、県外からの移住者に対し、市内での住宅購入にかかる経費の一部を補助しています。

今回、この制度を拡充し、空き家バンクの利用者も対象に加えました。 さらに、空き家を活用するために必要となるリフォーム費用も補助の対象としました。

●対象要件

次のいずれかに該当する人

- (1) 市内に住宅を新築又は購入した人のうち、中学生以下の子どもと同居している人 (妊娠中も含む)
- (2) 空き家パンクを利用し、住宅を購入又は借りた人 【拡充】
- ※(1)(2)どちらの場合も、次の①~③を全て満たすこと
- ①県外から市内に移り住んで2年以内の人
- ②取得や借りた住宅に住民登録をした人
- ③5年以上定住しようとする人

●補助対象経費

- ・住宅の取得や賃借手続きの経費、資金の借り入れ手数料
- ・転校などにより学校で必要となる物品の購入費
- ・引越しにかかる経費
- ・引越し後の住宅で生活するために必要となる物品の購入費
- · 火災保険料、地震保険料
- 固定資産税相当額(1年分)
- ・住宅の取得や、空き家バンクを利用して住宅を借りた場合のリフォーム代 【拡充】
- ●支給額(補助対象経費の合計額の2分の1)
 - ・住宅を取得した人 限度額200万円
 - ・空き家バンクを利用し住宅を借りた人 限度額100万円
- ※どちらも1世帯につき1回限り

〈担当 建設部 都市政策課 24-2111 内線546〉